

行田市空き家利活用補助金

地域活性化施設として空き家を**利活用**する際に要する改修費用の一部を**補助**します!!

補助対象事業

- 補助対象空き家を**地域の活性化の用途に5年間又は10年間利活用**するために所有者等が市内事業者

※ただし、宗教活動、政治活動、選挙活動、公益を害するおそれのある活動、公序良俗に反するおそれのある活動の用途を目的とする事業は除きます。

補助対象となる地域活性化施設とは

- 地域の交流、にぎわい等の地域活性化の用途に供するもの。

活用用途

具体例

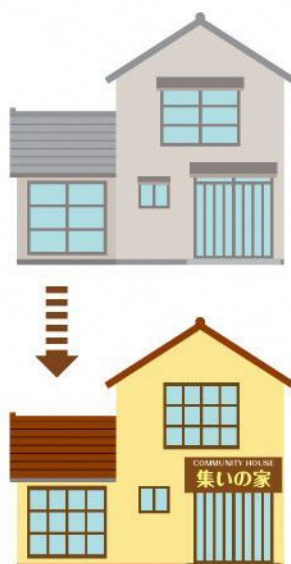
地域交流拠点	高齢者の居場所、市民活動・グループ活動を行う施設 等
子育て支援拠点	こども食堂 等
教育・文化活動拠点	放課後学習支援施設、 手工芸・絵画・料理教室等を行う施設 等

※上記以外の用途でも地域の活性化に資すると市長が認める場合は補助対象となります。

補助の対象者

- 次のいずれにも該当する者。

- 補助金の交付の対象となる空き家の所有者、又は補助金の交付の対象となる事業を実施することについて所有者の承諾を受けた賃借人であること
- 補助対象事業について、市のホームページへの掲載等、事例として紹介されることについて了承できること
- 市税を滞納していないこと
- 行田市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員でないこと



補助率・補助金上限

- 5年間活用の場合、補助対象経費の **1/2の額：上限100万円**
- 10年間活用の場合、補助対象経費の **2/3の額：上限200万円**

その他注意事項

- 補助金の交付には、上記以外にも条件・規約等がございますので、必ず事前にご相談ください!!

問い合わせ

行田市役所 都市整備部 建築開発課（空き家対策担当）

☎048-550-1551（直通） FAX 048-553-4544

E-mail k-kaihatu@city.gyoda.lg.jp



リフォーム
株式会社 **浦野建具**
☎048-556-4382

- 総合リフォーム ●家具
- 建具 ●外構 ●諸工事



建設業許可：埼玉県知事（般-6）第77904号 宅建業：埼玉県知事（1）第25224号